「白岡町自治基本系例」

自治基本条例Q&A



そもそも、「自治基本条例」や「まちづくり」ってなに?

あ、それ、僕がお答えしまっす





それじゃ、まず「自治基本条例」ってなに?



自ら治めるための(自治) 土台となる(基本) まちのルール(条例)。つまり…自分たちのまちは自分たちで考え、そして自分たちでつくること。自治基本条例とは、その「まちづくり」の土台となる考え方、ルールってわけ。



その…自治(自ら治めること)ってなに、なんかむ ずかしいんじゃない?



自分たちのことは自分たちで決める(自己決定)。そして、決めたことに責任を持つ(自己責任)こと。これが自治なのだ。かっこいいでしょ!



でも…なぜ今、自治基本条例が必要なの?



地方分権(地域が自治する)により、白岡町をもっと住みやすく、そして次世代に残していくためにも、今、 みんながやるべきことをみんなで考え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」 ために必要なんだよ。



最後に「まちづくり」ってなに?



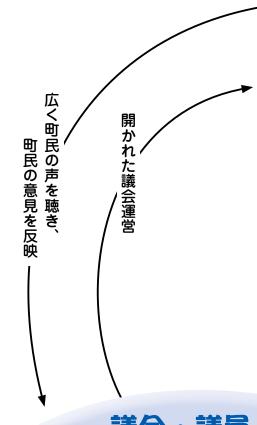
町民や議会、行政がそれぞれの立場でより暮らしや すい地域社会を築く公共的な活動のこと。これが「ま ちづくり」だよ。

この条例のもととなった素案は、 町民の皆さんがつくりました

公募町民が中心の「条例をつくる会」と多くの町民の皆さんから 意見をいただき、この条例の素案(基本的な考え方)をつくり、そ の素案を、さらに町民や議会、行政のそれぞれの立場からご意見を いただき、条例案としてまとめ、議会で可決されました。

20条例の理念性2加度!

この条例は、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責務を分かち合い、協力し合い、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会(白岡町)の実現を目指していこうとするものです。(前文・第1条~第3条)



議会・議員

(白岡町のことを決める機関)

- ○議会は、町の意思決定機関であり、 町政運営が適正か監視します。
- ○議会は、町民にとって身近な議会運営を 的な情報提供に努めます。
- ○議員は、政治倫理の確立に努め、町民に 提供に努め、説明責任を果たします。

: など (第6条

が制定されました!

地域社会が抱える「課題の解決」や、「まちづくり」を地域の実情に応じ、きめ細やかに進め るためには、町民・議会・行政がともに力を合わせて、共通の目標に向かって活動する【協働】 が必要です。

白岡町自治基本条例は、みんなで「課題の解決」や「まちづくり」を進めるために、できること、 やってもらいたいことなど、その基本的なルールを定めているもので、平成23年10月1日に施 行されます。

(白岡町に暮らすすべて の人や企業・団体など)

- ○町民は、まちづくりに参画する権利、町政情報を知る 権利、まちづくりに関する学習をする権利を有します。
- ○町民は自治の主体者であり、自らの意思で積極的にま ちづくりに参画するよう努めます。

など (第4条~第5条)

検証等

○町民の視点で、この条例に規 定された自治の在り方等を定期 的に検証します。

(第20条~第21条)

みんなでまちづくりを行なう共通の原則

- ○参画及び協働(みんなでまちづくりを推進します。)(第15条)
- ○地域活動及び地域自治組織(町民の地域活動を議会・行政は支援します。)(第16条)
- ○情報の公開、提供及び共有(みんなで情報を共有します。)(第17条)
- ○次世代(こどももまちづくりに参画します。)(第18条)

町政運営-

の監視

○住民投票(町の重要課題について、住民の意思を確認する常設型の制度をつくります。 (第19条)

行政 (町長・職員) ※

(町民のために、いろいろな ことをする機関)

- ○行政は、町民のニーズに的確に答えるため、参画と協働に よる行政運営に努めます。
- ○町長は、町政の基本方針を示し、リーダーシップを発揮し、 健全な財政運営の確保に努めます。
- ○職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- ○行政は、町民が安全安心に暮らせるために、危機管理体制 の確立と透明で公正な行政運営に努めます。

~第7条) 条例や予算・

などの提案

(第8条~第14条

来月号は、白岡町自治基本条例で、みんなが「まちづくり」を行なうために、できること、やってもらいた いことなどを具体的にお話しします。 担当 秘書広聴課 地域自治推進室 内線345・346

積極的な情報提供行政サービスの提供



行なうため、積極

わかりやすい情報

(55) 2011. 8